

- 居住費(家賃)
 - 表1の居住費は、入居一時金によって家賃月額が変わる「居住費併用払い」方式となります。一時金なしの場合は、月額20,000円を家賃としてご負担いただきます。その他、『一時金1,200,000円と家賃月額15,000円』『一時金2,400,000円と家賃月額10,000円』『一時金4,800,000円と家賃月額0円』でお支払いいただく方法がございます。
 - 居住費については、ご退去時に納入額から利用期間月額(利用期間月/240ヵ月)を差し引いて返還します。 ※返還金の計算式は表2のとおりです。
- 生活費
 - 11月から翌年の3月まで冬期加算として、2,150円が加算されます。
 - 生活費には、食費や共有部分(廊下やリビングルーム等)の光熱水費が含まれます。
- 職員増配置費
 - 職員増配置費とは、国基準(3:1)を上回る職員配置(2.5:1)に要する費用です。
- サービスの提供に要する費用
 - 所管庁の静岡県知事が定めた料金です。(サービスの提供に要する費用は、表3の費用徴収基準に基づき前年の所得に応じて減額措置が講じられます。)
- その他
 - 居室の電気料金、電話料金、おむつ等の介護用品費、日用品費、理美容料金、預かり金等サービス費その他の利用料金については、実費負担となります。
 - その他ご希望により、各種有料オプションサービスをご用意しています。

月額ご利用料金の例(30日の場合)

○ 居住費併用払い

※表1

介護保険自己負担額 + 加算分				居住費 (家賃)	生活費 (食費を 含む)	職員増 配置費	月額費用計 (居住費2万円かつ通常 期の場合)			サービスの 提供に 要する費 用	あなたの ご利用料金 (サービスの提供に要 する費用を含む)
	1割	2割	3割				1割	2割	3割		
要介護1	21,024	42,047	63,070	一時金 に 応じ て 0~ 20,000	通常期 46,940 冬期 49,090	44,400	132,364	153,387	174,410	下表の収入 区分に 応じて 10,100~ 33,200	
要介護2	23,321	46,642	69,963				134,661	157,982	181,303		
要介護3	25,725	51,449	77,173				137,065	162,789	188,513		
要介護4	27,954	55,908	83,862				139,294	167,248	195,202		
要介護5	30,322	60,644	90,965				141,662	171,984	202,305		

(単位:円)

※表2 居住費一時金の返還について

居住費一時金は、居住費の20年間(240ヵ月間)の前払いとして、入居20年未満の間に退去される場合には、入居月数に応じ、一月を最小単位とし、未償却金を次の計算方式で返還いたします。

$$\text{返還金} = \text{入居一時金} \times \frac{240\text{月} - \text{入居月数}}{240\text{月}}$$

※右表3における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税・社会保険料等必要経費を控除した後の収入を言います。
 ※不動産等の譲渡所得も必要経費を除き、対象収入に入ります。
 ※ご夫婦でご入居の場合は、収入および必要経費を合算し2分の1で計算します。

○費用徴収基準(月額)

(単位:円)

※表3

対象収入による階層区分		あなたのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)
1	1,500,000円以下	10,100
2	1,500,001円 ~ 1,600,000円	13,100
3	1,600,001円 ~ 1,700,000円	16,100
4	1,700,001円 ~ 1,800,000円	19,200
5	1,800,001円 ~ 1,900,000円	22,200
6	1,900,001円 ~ 2,000,000円	25,200
7	2,000,001円 ~ 2,100,000円	30,300
8	2,100,001円以上	33,200